

きりしま

9月号

9月11日発行
No. 168

霧島市共通商品券のご案内!!

9月2日(月)~絶賛販売中!!

[発売総額11億円になり次第締め切ります]



賢く得する
10%!!

共通商品券を買って
賢く買い物をしよう!

1,000円券1セット11枚
11,000円分の商品券を



10,000円で購入できます!

【霧島市共通商品券とは?】

利用可能店舗：霧島市内に所在する霧島商工会議所又は霧島市商工会の会員事業所であって、取扱いを希望する店舗

商品券の内容：1万円で1セット(千円券×11枚)
10%プレミアム付

発 売 時 期：平成25年9月2日(月)~

[発売総額11億円になり次第締め切ります]

販売場所：霧島商工会議所・霧島市商工会本所・各支所

ご 利 用 期 間：平成25年9月2日~平成26年1月31日

10月7日から移転稼働

人
材
育
成
セ
ン
タ
ー



霧島商工会議所が
霧島市人材育成センターへ移転

| |
|------------------|
| 商工会議所会員数(9月1日現在) |
| 総会員数 1,213 事業所 |
| 個人企業 558 事業所 |
| 法人企業 655 事業所 |

主な内容

- ◆第97回常議員会 P2
- ◆消費税引き上げに向けての経過措置の対応 第3回 P6~7

| |
|-----------------|
| 市の人口と世帯(9月1日現在) |
| 総人口 128,045 人 |
| 男 61,586 人 |
| 女 66,459 人 |
| 世帯数 59,226 戸 |



霧島商工会議所

発行所/霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目12番41号
TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662
URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

第97回常議員会

8月27日(火)霧島商工会議所にて、第97回常議員会が開催されました。会員加入などの3つの議案が上程され、すべて可決されました。

【審議事項】

- ・議案第398号 霧島商工会議所会員加入について
新規加入10事業所、7事業所脱退がなされ、会員数は、1,219事業所になりました。
- ・議案第399号 平成25年度霧島商工会議所会計補正予算案について
一般会計、中小企業相談所特別会計、国分パークプラザ事業特別会計、霧島商工会議所会館移転特別会計、それぞれ補正予算が上程され、原案どおり可決承認されました。
- ・議案第400号 第10回霧島商工会議所臨時議員総会の開催並びに提出議案について
平成25年9月27日(金)午後5時からホテル京セラで開催予定の臨時議員総会提出議案について、原案どおり可決承認されました。

【報告事項】

総務委員会

第11回霧島市道義高揚支援チャリティゴルフ大会募金贈呈について報告がなされました。参加者214名、チャリティ募金21万4千円

福利厚生委員会

- ・会員事業所向け健康診断事業は、9月30日・10月1日・2日の3日間、旧霧島市人材育成センターにて実施予定の報告がなされた。
- ・ボウリング大会については、10月24日(木)18時30分より国分スターレーンに於いて開催予定の報告がなされた。

その他

「霧島市プレミアム付き商品券」事業、「霧島市花火大会」についての報告がなされた。

議案第398号霧島商工会議所会員加入について

期間：平成25年5月21日～平成25年8月26日
加入(掲載を承諾された事業所のみ掲載しています。)

| No. | 事業所名 | 代表者 | 営業内容 | 所在地 | 電話番号 | 申込日 |
|-----|----------|-------|-------|---------------------|---------------|------|
| 1 | 株霧島MED | 吉井大延 | 機械製造業 | 国分湊876-6 | 73-7533 | 5/22 |
| 2 | とりや | 中村幸治 | 飲食業 | 国分松木町41-70 | 46-7151 | 5/26 |
| 3 | 酒膳小梅 | 橋本邦美子 | 飲食業 | 国分中央3-8-17NSビル2番館1F | 46-2811 | 6/5 |
| 4 | ラウンジ ゆう | 春山友美 | 飲食業 | 国分中央3-15-14Y・Tビル2F | 47-7620 | 6/18 |
| 5 | 古垣商会 | 古垣宏嗣 | サービス業 | 国分中央3-39-10 | 090-4473-9606 | 6/26 |
| 6 | 株樹工業 | 池田直樹 | 建設業 | 隼人町姫城571天降川団地25-202 | 42-6117 | 7/3 |
| 7 | ヘンタ製茶(有) | 邊田孝一 | 製茶業 | 牧園町下中津川433-5 | 77-2777 | 7/5 |
| 8 | 株BeHit | 鮫島和人 | 広告制作業 | 国分広瀬3-25-9 | 46-3635 | 7/8 |
| 9 | 鷺建(株) | 堀内文嗣 | 建設業 | 国分広瀬1715-5 | 73-4502 | 7/19 |
| 10 | 株南日建塗工業 | 今田秀樹 | 塗装工事業 | 湧水町恒次755-1 | 74-1320 | 7/24 |

平成25年5月21日現在 会員数 1,216事業所 (法人656 個人560)

加入 10事業所 (法人6 個人4)

脱退 7事業所 (法人3 個人4)

平成25年8月26日現在 会員数 1,219事業所 (法人659 個人560)

霧島商工会議所が霧島市人材育成センターへ移転

10月7日から、移転稼働

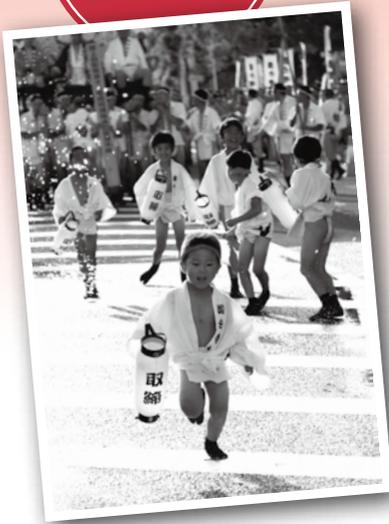
現住所 霧島市国分中央三丁目12番41号 → 霧島市国分中央三丁目44番36号に変わります。

TEL番号、FAX番号、HP、代表メールアドレスに変更はありません。



第49回

霧島国分夏まつり フォトコンテスト



霧島国分夏まつり大賞
題「僕が一番だよ！」
受賞者：岩下昌平氏(鹿児島市郡元)

第49回霧島国分夏まつりフォトコンテストを実施しました。
フォトコンテストは毎年、夏まつりの感動の瞬間を捉えた写真を
広く募集することで、記録と市内外へのPRを目的として実施しています。

今年度は過去最多の81作品の応募がありました。
厳正な審査の結果、霧島国分夏まつり大賞、大会会長賞、実行委員長賞、
霧島総おどり賞、国分寺御輿賞、素敵なスタッフ賞の六賞を選出しました。
全応募作品を8月16～28日の期間、きりしま国分山形屋1Fギャラリーにて
展示を行い、多くの方々に楽しんでいただきました。
また、受賞者へは「日本エアコミューター鹿児島空港発奄美群島路線往復ペア航空券」など
豪華賞品をお贈りさせていただきました。

多くのご応募ありがとうございました。



国分寺御輿賞
題「おれが先導だ」
受賞者：関民子氏(霧島市国分)



素敵なスタッフ賞
題「心は一つ」
受賞者：中俣秀昭氏(霧島市隼人町)



霧島総おどり賞
題「踊る街」
受賞者：徳田ふみ氏(霧島市国分)



霧島国分夏まつり大会会長賞
題「ドンドコ 天まで」
受賞者：関民子氏(霧島市国分)



霧島国分夏まつり実行委員長賞
題「大好き・夏まつり」
受賞者：堂園利春氏(霧島市隼人町)

第9回関西かごしまファンデー

8月4日、関西鹿児島県人会総連合会主催の「第9回関西かごしまファンデー」が京セラドーム大阪において盛大に開催されました。鹿児島県内から約250事業所が出店する中、当所からも5会員事業所が出店し、かるかん、黒豚、焼酎、芋菓子等の特産品の販売・PRを行いました。約3万人の鹿児島県出身者で関西在住の方々が集い、午前中で完売する事業所も見受けられる程の盛況ぶりでありました。



八坂神社 秋まつり

11/16
15:00～20:30

雨天決行：一部内容に変更があります。

●八坂通り・川跡ちょうちん通り・新市街通り・旭通り・中央通りの各会場

主催／こくぶ通り会連合会 TEL. (0995)45-0313 (霧島商工会議所内)

アグリフードEXPO東京2013へ参加

霧島商工会議所では、8月22日、23日に東京ビッグサイトで開催されたアグリフードEXPO東京2013（主催 ㈱日本政策金融公庫）に出展しました。

期間中は、日本政策金融公庫の三河鹿児島支店長にもお手伝いをいただき、多くのバイヤーの方々に国分の焼酎を試飲いただきました。

出展企業は、下記のとおり。

国分酒造協業組合、有限会社中村酒造場、有限会社万膳酒造

両日とも「芋焼酎」3社の銘柄を同時に試飲できるブースとして口コミで広がり、多くの試飲者が訪れました。「さすが焼酎の王国ですね。」と言われるなどPRとしては大きな効果がありました。例年に比べ、より芋焼酎らしい「芋臭さ」を求められる試飲客が多く、根強い芋ファンに広くPRできた2日間となりました。



国の教育ローン

（日本政策金融公庫 国民生活事業）

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】

お子さま1人あたり **300万円以内**

【利率】

年2.55%（固定金利、平成25年8月9日現在）
（母子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は年2.15%（固定金利、平成25年8月9日現在）

【ご返済期間】

15年以内（交通遺児家庭、母子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は18年以内）

【お使いみち】

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】

毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】

（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

ご利用いただける方など、詳しくは、教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル））または鹿児島支店（099-224-1242）までお問い合わせください。

◎珠算検定（平成25年8月4日施行）

**** 検定合格おめでとう ****

珠算の部

- 4級** 有村 栞菜（福森そろばん教室）
9級 赤沼 海斗（森そろばん教室）

暗算の部

- 3級** 中西 理緒（中原珠算教室）
南 あおい（中原珠算教室）
南 大成（中原珠算教室）
市村 陽之登（中原珠算教室）
石井 浩貴（中原珠算教室）
5級 立和田 楓（中原珠算教室）
豎山 航（中原珠算教室）
6級 四元 愛（森そろばん教室）
7級 赤沼 海斗（森そろばん教室）

（本人掲載承諾のあった方のみ掲載しています。）（敬称略）



切らずに治せるがん治療「粒子線治療」

現在、2人に1人が「がん」になるといわれる時代。高齢化とともに罹患率も上昇しているのが実状です。指宿市のメディポリスがん粒子線治療研究センターで行う「粒子線治療」は、放射線治療のひとつで身体への負担が少なく通院での治療も可能です。粒子線治療は、がん病巣だけに集中して照射することが可能ですので、がん病巣の周りの正常組織に与える影響も少なく、副作用を最小限に抑えることができます。



◆ 進歩するがん治療

もし、身近な人が「がん」と診断を受けたら、家族も同様に大きなショックを受けます。がん患者が経営者となるとそのショックは、従業員へと広がり大きな不安を与えます。

がんの罹患率は、20代から40代までは女性の方が高く、45歳を境に男性の方がそれを上回り、生涯増え続けています。この年代は、企業の経営者はもとより要職者が多い年代であり、がん罹患すると企業にとっても打撃となります。また、がん患者である経営者にとって、治療により長期入院が必要になれば、経営や従業員のことなど悩みは尽きず、精神的負担も大きくなることが予想されます。

現在は、医療技術の進歩により、すべての治療が身体に負担のかかる辛いものではなくなりました。粒子線治療は、身体への負担が少なく通院でできる治療ですので、普段の生活を変えることなく、仕事をしながら治療を受けることが可能です。



患者さん専用相談窓口

●電話番号

0993-24-3456

●ホームページ

<http://www.medipolis.org/>

「治療を希望される患者さんへ」ページの
患部別のお問合せフォームへお進み下さい。

一般財団法人メディポリス医学研究財団

メディポリスがん粒子線治療研究センター

〒891-0304 鹿児島県指宿市東方 5188 番地

TEL (0993) 23-5188 E-mail: info@medipolis.org

消費税率引き上げに向けての経過措置の対応 第3回

はじめに

消費税法改正に伴う改正後の税率は、原則として、施行日以後に国内において事業者が行う「資産の譲渡等」および「課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物」（以下「課税仕入れ等」といいます）に係る消費税について適用されます。

しかしながら、施行日（平成26年4月1日）以後に行われる資産の譲渡等および課税仕入れ等であっても、一定のものは例外的に改正前の税率（5%）を適用することとされています。これが「経過措置」です。

今回は「消費税率引き上げに向けての経過措置の対応」の最終回として、前2回で取り上げなかった経過措置の内容や対応について解説します。

1 旅客運賃等

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前（平成26年3月31日まで）に領収している場合において、その対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日（平成26年4月1日）以後に行われるときは、その課税資産の譲渡等については、改正前の税率（5%）が適用されます。

この経過措置の適用対象となる旅客運賃等の範囲は、以下のとおりです。

- ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶または航空機に係る旅客運賃（料金を含む）
- ② 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツまたは見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、または聴かせる場所への入場料金
- ③ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場またはモーターボート競走場への入場料金
- ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設または場所でこれらに類するものへの入場料金

【キド先生のコメント】

列車の乗車券・指定席券や映画の前売り券の販売などについても、支払いの時期と役務提供の時期とが施行日をまたぐ場合、経過措置の対象となります。消費税率の引き上げにより鉄道運賃も値上げされることを前提とすると、施行日以降の定期券や乗車券を購入する場合、施行日前までに購入すれば、理論的に3%（消費税率8%-5%）だけ値段が異なることになります。

なお、利用者が施行日前（平成26年3月31日まで）にICカードに現金をチャージ（入金）し、施行日（平成26年4月1日）以後にそのICカードにより乗車券等を購入する場合、または乗車等する場合、ICカードへ現金がチャージ（入金）された時点では乗車券等の販売を行っていることになりませんから、経過措置の対象にはなりません。

2 電気料金等

事業者が継続的に供給し、または提供することを約する契約に基づき、施行日前（平成26年3月31日以前）から継続して供給し、または提供される電気、ガス、水道水および電気通信役務で、施行日（平成26年4月1日）から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの（平成26年4月30日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては、その確定したもののうち一定部分に限る）については、改正前の税率（5%）が適用されます。

この経過措置の対象となるのは、次に掲げる課税資産の譲渡等のうち、検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確定するものです。

- ① 電気の供給
- ② ガスの供給
- ③ 水道水または工業用水の供給および下水道を使用させる行為
- ④ 電気通信役務の提供
- ⑤ 熱供給および温泉の供給

【キド先生のコメント】

基本料、付加機能使用料および通話料等を一括して利用者に請求する携帯電話（電気通信役務の提供）の料金は、一定期間の通話料に応じて支払いを受ける権利が確定するものですから、この経過措置の適用対象となります。

また、インターネット通信料金等で使用料の多寡に係らず毎月、一定額を支払う定額通信料金制のものは、検針等により料金の支払いを受ける権利が確定するものではないことから、この経過措置の適用対象となりません。

3 予約販売に係る書籍等

事業者が、指定日前（平成25年9月30日まで）に締結した不特定かつ多数の者に対する定期継続供給（注）契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価の全部または一部を施行日前（平成26年3月31日まで）に領収している場合において、その書籍等の譲渡を施行日（平成26年4月1日）以後に行うときは、その領収した対価に係る部分の書籍等の譲渡については改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）「定期継続供給」とは、週、月、年その他一定の周期を単位とし、おおむね定期的に継続して供給することをいいます。

4 通信販売等

通信販売（注）の方法により商品を販売する事業者が、指定日前（平成25年9月30日まで）にその販売価格等の条件を提示し、または提示する準備を完了した場合において、施行日前（平成26年3月31日まで）に申込みを受け、提示した条件に従って施行日（平成26年4月1日）以後に商品を販売するときは、その商品の販売については改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）通信販売とは、一般に、新聞、テレビ、チラシ、カタログ、インターネット等の媒体を通じて購読者または視聴者等に対して販売条件を提示し、郵便・電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて、その提示した条件に従って行う商品の販売をいい、予約販売に係る書籍等に関する経過措置に規定する契約に係る販売を除きます。

【キド先生のコメント】

ここでいう「販売価格等の条件を提示する準備を完了した場合」とは、販売条件等の提示方法に応じ、いつでも提示することが出来る状態にある場合をいいます。従って、例えば、販売条件等を掲載したカタログ等の印刷物の作成を完了した場合などがこれに該当します。

5 特定新聞等

事業者が、不特定かつ多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞または雑誌で、その発行者が指定する発売日が施行日前（平成26年3月31日まで）であるもの（特定新聞等）を施行日（平成26年4月1日）以後に譲渡する場合、その譲渡については改正前の税率（5%）が適用されます。

6 有料老人ホーム（介護サービス）

事業者が、指定日前（平成25年9月30日まで）に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（注）で、入居期間中の介護料金（消費税が非課税とされるものを除きます）を入居一時金として受け取っており、かつ、その一時金について事業者が事情の変更その他の理由によりその額の変更を求めることができる旨の定めがないものに基づき、施行日前（平成26年3月31日まで）から施行日（平成26年4月1日）以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合には、施行日（平成26年4月1日）以後に行われる入居一時金に対応する役務の提供については改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）終身入居契約とは、その契約に基づき、その契約の相手方が有料老人ホームに入居する際に一時金を支払い、その有料老人ホームに終身居住する権利を取得するものをいいます。

【キド先生のコメント】

上記の有料老人ホーム（介護サービス）について、指定日（平成25年10月1日）以後に入居一時金の額の変更が行われた場合には、その変更後に行う役務の提供については、この経過措置が適用されません。

城所 弘明（きどころ ひろあき） 城会計事務所所長 公認会計士・税理士・行政書士

《プロフィール》 横浜国立大学を卒業し、1980年公認会計士および税理士の登録。

現在、日本公認会計士協会「経営研究調査会」事業承継専門部会部会長、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員。

著書には、『実践経営改善計画の進め方』（清文社）、『社長さん必読！プロが教える事業承継の税金と法律』（東洋経済新報社）、『専門家のためのQ&A 経営承継円滑化法・事業承継税制徹底活用』（ぎょうせい）などがある。

7 経過措置を理解するために

【クイズです！】

経過措置を間違えることなく活用しないと、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の負担が重くなると聞きましたが、本当ですか？

【解答】

あなたが消費税の課税事業者で、本来の「本則課税計算」を行っている限り、経過措置の適用不適用で、消費税等の負担は変わりません。課税事業者が消費税等の申告をする場合の計算方法としては、「本則課税制度」と「簡易課税制度」があります。

※本来は、消費税の計算を行い、それに一定の率を乗じて地方消費税を算出しますが、ここでは便宜的に消費税と地方消費税を合算した「消費税等」の額で解説いたします。

本則課税の税負担は、次のように計算されます。

$$\text{課税売上げに係る消費税の額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税等の額} = \text{消費税等の納付額}$$

この方法で消費税の計算をした場合、経過措置の適用の有無によって事業者にどのような影響が発生するかを、簡単な条件の例示で計算してみました。

【前提条件】 売上1,000円、仕入700円（どちらも税抜価格） [単位:円]

| 消費税率 | ①課税売上げ | ②課税仕入れ | ③利益 (①-②) | ④消費税 納付額 (①'-②') | ⑤最終利益 (③-④) |
|----------------------------------|--------|--------|--------------|------------------------|----------------|
| | ①'消費税 | ②'消費税 | | | |
| 経過措置あり (課税売上げ5%) (課税仕入れ5%) | 1,050 | 735 | 315 | 15 | 300 |
| | 50 | 35 | | | |
| 経過措置あり (課税売上げ5%) (課税仕入れ8%) | 1,050 | 756 | 294 | -6 (還付) | 300 |
| | 50 | 56 | | | |
| 経過措置あり (課税売上げ8%) (課税仕入れ5%) | 1,080 | 735 | 345 | 45 | 300 |
| | 80 | 35 | | | |
| 経過措置なし (課税売上げ8%) (課税仕入れ8%) | 1,080 | 756 | 324 | 24 | 300 |
| | 80 | 56 | | | |

上の表からも分かるように、課税売上げ・課税仕入れのそれぞれで経過措置を活用する場合としない場合では、消費税の納付（還付）税額では差が発生しますが、消費税を納付（還付）した後の事業者の最終利益は全て同じ300円になります。

つまり、消費税は預かったものから支払ったものを差し引くものなので事業者にとっての利益には影響を及ぼさないことになります。

【キド先生のコメント】

消費税率の引き上げに向けての経過措置の対応について全3回にわたり解説してきましたが、ご自分の事業や経営においてどの経過措置を活用できるのかをもう一度見直してください。

本則課税計算の課税事業者は、経過措置の活用の有無によって事業における最終利益は影響されませんが、一時的にキャッシュフローに影響が出る場合もあります。また、簡易課税計算を選択している課税事業者や免税事業者は自社に有利な経過措置の活用を検討してください。

詳しくは最寄りの商工会議所における税理士の相談窓口で乙相談ください。

消費税転嫁対策窓口相談等事業

無料 販売促進セミナーのご案内

- 第1回：9月19日(木) 13:30～
消費税増税に対応する
『売れるスタッフ教育セミナー』
講師：新開達也
- 第2回 10月18日(金) 13:30～
消費税増税をチャンスに変える
『お客様に納得していただく説明技術』
講師：野村忠史
- 第3回 11月14日(金) 13:30～
消費税増税に対応！
『価格転嫁で顧客をつかむプロモーションの作り方』
講師：中村佳織

消費税の増税が予定されています。
早前の対策で消費増税を乗り越えましょう。
当所では、左記の内容にてセミナーを開催予定です。
お問い合わせの上、ぜひご参加ください。

お申込
お問合せ 中小企業相談所
TEL 0995-45-2552

第4回 会社制服対抗 チャリティー ボウリング大会

- 主催** 国分スターレーン
- 後援** 霧島商工会議所
- 協賛** 南九州ビバレッジサービス株式会社
- 日程** 平成25年9月26日(木)
- 時間** 集合 18:30 スタート 19:00
卓球コーナーにて成績発表
- 場所** 国分スターレーン
- 参加費** 1チーム 2名 3,500円
(お一人様1,750円) シューズ代別
- 定員** 先着60チーム(120名) 締切り9月24日
- 表彰** 全チーム(参加者全員に賞品があります)
- 競技内容** 2人1組 男女は問いません。(ヨーロピアン方式)
1人2ゲーム 合計4ゲームの合計得点で順位を決定します。
マイボールは禁止します。(マイシューズはOKです。)

- ハンディ** 男性0点 女性30点(1ゲームにつき)
- 制服ハンディ** 仕事帰りの制服のままでも是非ご参加下さい。
会場を盛り上げる様なユニホームの方には、特別ハンディを差し上げます。
- 申し込み** 国分スターレーン
TEL (0995) 47-7777
FAX (0995) 47-6400
担当 林・有村・福増

いろんな職場の方と交流を
深めて頂けたら最高だと思います。
収益の一部を災害復興支援に
寄付いたします。



4日間 きりしま創業塾 受講生 大募集!! ～夢に挑戦・めざせ創業家～

(平成25年8月9日現在)

事業資金金利情報

| | |
|---|-------|
| 日本政策金融公庫 国民生活事業 (普通貸付・生活衛生貸付) (5年以内) | 2.05% |
| 県制度資金 中小企業振興資金 (3年超5年以内) | 2.40% |

※限度額・用途など詳しくは
中小企業相談所(☎45-2552)まで



会社を起こしたい人、自分の店を持ちたい人、創業をお考えの方や
開業して間もない方、どなたでも気軽にご参加ください。

また、新分野進出を図ろうと考えている経営者の方だけでなく、
幹部社員や後継者の育成の場としても、きりしま創業塾をお役立
ててください。

きりしま創業塾では、創業家の心構えから、経営に必要な知識を
ビジネスプランの作成を通じて学んでいただきます。

「夢(店)」実現のために創業塾をお役立てください。

募集定員：40名 ※先着順、定員になり次第締め切らせていただきます。

受講料：10,000円 [税込み] (全4回分の受講料です)

期間：11月21日(木)～11月24日(日)

**申込先：申込書にて、霧島商工会議所までお申込み下さい。詳細事項、
受講料の支払いについては後日ご連絡します。**

霧島商工会議所 中小企業相談所

〒899-4332 霧島市国分中央三丁目44番36号
TEL:0995-45-2552 FAX:0995-45-5669
URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp>

